漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第1項の規定に基づき、まあじ及び、まいわし対馬暖流系群に関する令和4管理年度における数量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公表する。

令和3年12月28日

山口県知事 村岡 嗣政

まあじ及び、まいわし対馬暖流系群に関する令和4管理年度(令和4年1月1日から令和4年12月31日までの期間をいう。)における漁業法第16条第1項に定める数量を、次のとおりとする。

第1 まあじ

1 都道府県別漁獲可能量

漁獲可能量 2,900 ^ト>

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
山口県まあじ中型まき網漁業	2, 320 ئى
山口県まあじ中型まき網漁業以外の漁業	現行水準

第2 まいわし対馬暖流系群

1 都道府県別漁獲可能量

漁獲可能量 現行水準

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
山口県まいわし漁業	現行水準